

児童福祉法の一部改正の概要について

平成24年1月13日

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(現状・課題) 現行の障害児支援については、障害種別等に分かれて実施。

障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(現状・課題) 放課後や夏休み等における支援の充実を求める声が多く、居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(現状・課題) 現行の障害児支援については、障害種別等に分かれて実施。

障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

→ 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(現状・課題) 放課後や夏休み等における支援の充実を求める声が多く、居場所の確保が必要。

→ 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

→ 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(現状) 障害児施設に入所した障害児について、引き続き入所による支援を受けなければ福祉を損なうおそれがある場合は、18歳以降も入所可能。また、重症心身障害児施設の場合は、18歳以上の新規入所も可能。(障害児施設給付費を支給)

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障害については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

児童発達支援の概要

○ **改正後のあり方** ～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

- ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ **対象児童**

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ **定員**

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ **提供するサービス**

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- ④ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- ④ 児童発達支援及び治療を提供

「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、及び集団生活への適応訓練の実施」と規定(予定)

- ④ 障害の特性に応じて提供

④とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。 6

1-1. 児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

I 人員基準

◆基本的な支援水準の維持

- ・ 児童発達支援センターは、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等に概ね違いがない(※)ことから、基準の水準を維持しつつ一本化。

(※) 現行の知的障害児通園施設の児童指導員・保育士の総数「少年7.5:1」については、少年は就学児であるため、昼間は学校、放課後は放課後等デイサービスで対応することになることから、少年の利用は想定されず現行の規定を廃止。

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。(研修修了を要件とせず実務経験のみでも可、以下同じ。→別紙)

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 主として難聴児を受け入れる場合に、現行どおり聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の配置を規定。
- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(機能訓練、言語訓練等)を行う場合には、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

児童発達支援センターの最低基準及び指定基準

人員基準(案)の概要

【現行基準】

職種	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数： 乳幼児4：1以上、 少年7.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：4：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・聴能訓練担当職員 2人以上 ・言語機能訓練担当職員 2人以上
栄養士※2	1人以上	1人以上
調理員※2	1人以上	1人以上

※1 嘱託医は、精神科(知的通園)、眼科又は耳鼻咽喉科(難聴通園)の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

【新基準(案)】

職種	員数等
嘱託医※3	1人以上
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
栄養士※4	1人以上
調理員※4	1人以上
その他、必要な職員※5	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、聴能訓練担当職員：2人以上 言語機能訓練担当職員：2人以上
児童発達支援管理責任者※6	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)

※3 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※4 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※5 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

※6 業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

(別紙) 児童発達支援管理責任者の配置(案)について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、児童デイサービス及び障害児施設等において、利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務等とし、経験年数については、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、他の職務や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

II 設備基準

- ・ 共通的な設備、生活に不可欠な設備、生命・健康維持に最低限必要な設備について現行を踏まえ規定するほか、屋外遊戯場の基準を緩和するなど、どの障害も受け入れられるよう、代替できるもの等はできる限り簡素化。（なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。）

設備基準の概要

【現行基準】

設備	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員：おおむね10人 ・ 障害児1人当たりの床面積2.47㎡以上 	—
訓練室	—	設けること
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 	設けること
その他	屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所	観察室、医務室、聴力検査室、相談室、調理室、便所



【新基準（案）】

児童発達支援センター

設備	内容
指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員：おおむね10人 ・ 障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 <p>※主たる対象者が難聴の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。</p>
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 <p>※主たる対象者が難聴の場合は、床面積の要件は適用しない。</p>
その他	<p>医務室、相談室、調理室、便所、<u>屋外遊戯場</u>（<u>児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。</u>）<u>その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</u></p> <p>ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、</p> <p>主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること</p>

1-2. 児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合)の指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I 人員基準

◆実施事業所の拡大

- ・ 主に児童発達支援事業への移行を予定している児童デイサービスが、現行のまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。
(→児童発達支援センターよりも基準を緩和し、実施事業所の拡大を目指す。)

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービスにサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(機能訓練、言語訓練等)を行う場合には、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

II 設備基準

指導訓練室、その他、支援の提供に必要な設備及び備品。

(→児童デイサービスの基準と同一とし、弾力的な実施形態を可能にする。)

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の基準（指定基準）

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の児童デイサービスの基準】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		



【新基準(案)】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		その他必要な職員※1	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		

※1 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

1-3. 主たる対象とする障害が重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準(案)の概要

～重症心身障害児(者)通園事業の移行～

※現在、パブリックコメント実施中

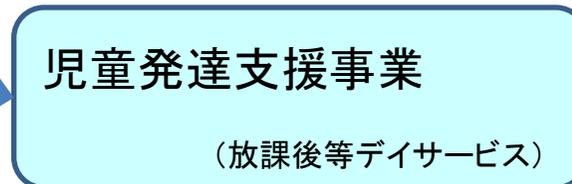
【考え方】

- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
 - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行
 - ※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



(移行後)



(注)重心通園事業については、事業者指定に関する経過措置がないため、新規の指定が必要。

I 人員基準

◆基本的な支援水準を維持

- ・ 重症心身障害児(者)通園事業は、児童発達支援事業に移行が想定されるため、そのまま移行できるように、主たる障害が重症心身障害の場合の基準を、現在の事業の補助要件と同一に設定。

(※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可や本体施設と同職員との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

II 設備基準

他の児童発達支援事業と同様、指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品

(→現在の重症心身障害児(者)通園事業の補助要件に定める基準でクリアできるように設定)

(※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業の指定基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の重症心身障害児(者)通園事業の基準】

人員基準	職種	A型 員数	B型 員数
	施設長	1人 ※本体施設との兼務可	—
	医師	1人以上 ※本体施設との兼務可	—
	看護師	1人以上	1人以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	1人以上
	作業療法又は 理学療法若しくは 言語療法を 担当する職員	1人以上	1人以上
設備基準	A型のみ： 訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャ ワー室、便所、調理室、リフト付き通園バス ※1		

※1 重症心身障害児施設等の設備を利用することができ、利用者の処遇に支障がない場合は訓練室、便所、通園バス以外の設備は設けないことができる。

【新基準(案)】主たる対象の障害を重症心身障害とする場合

人員基準	職種	児童発達支援事業	児童発達支援センター
	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> 総数：4：1以上 看護師：1人以上 児童指導員：1人以上 保育士1人以上 理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員：1以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	作業療法又は 理学療法若しくは 言語療法を 担当する職員	1人以上	
	栄養士※2	—	
	調理員※2	—	1人以上
	児童発達支援 管理責任者	1人以上（業務に 支障がない場合は 他の職務の兼務 可）	1人以上（業務に支障が ない場合は他の職務の兼 務可）
設備基準	指導訓練室、支援 の提供に必要な設 備及び備品等を備 えること。	指導訓練室、遊戯室、 医務室、相談室、調理室、 便所、その他、支援の提 供に必要な設備及び備品 等を備えること。※3	

※2 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※3 指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用または業務に支障がない場合は置かないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能 15

2 医療型児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

I. 人員基準

◆ 基本的な支援水準を維持

- ・ 医療型児童発達支援センターは、肢体不自由児通園施設からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

◆ 各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(言語訓練等)を行う場合には、専門職(言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

II. 設備基準

現行の肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

医療型児童発達支援センターの指定基準及び最低基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の肢体不自由児通園施設の基準】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	職業指導員	職業指導を行う場合
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 	



【新基準(案)】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他、必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 	

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

③法

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児

※障害児の定義は児童発達支援と同じ

(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上

※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

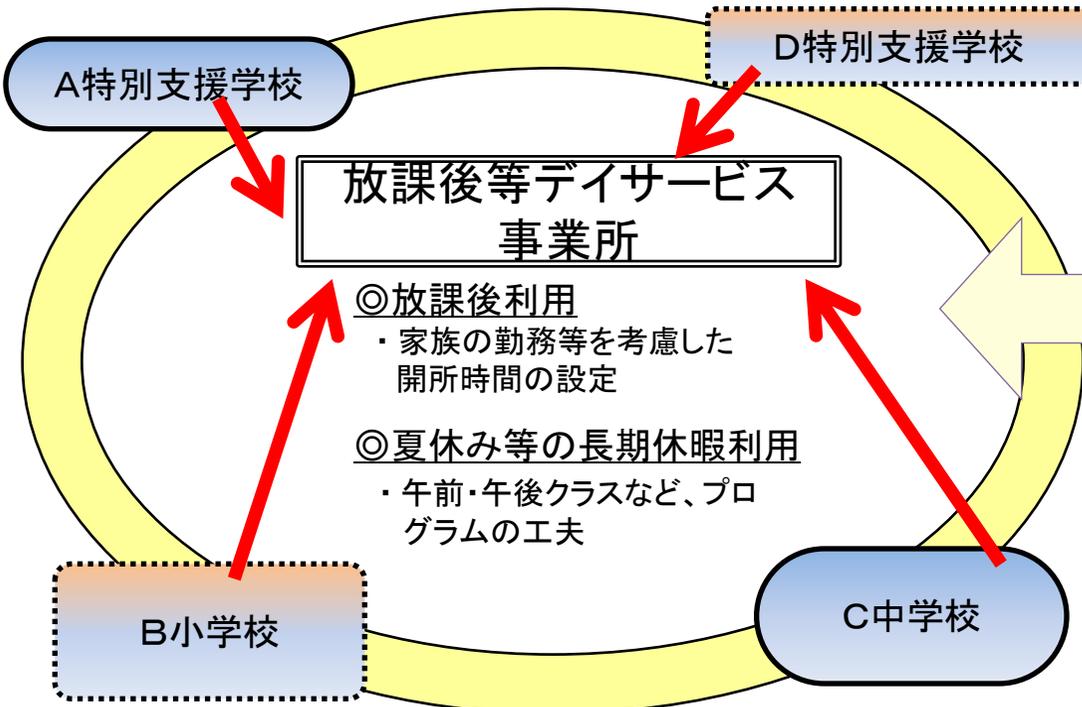
③法

学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)



(※)報酬については、児童デイからの円滑な移行、学校からの送迎、夏休み等とそれ以外のサービス提供時間の違い等を考慮して報酬改定プロセスにおいて検討。

3. 放課後等デイサービスの指定基準(案)の概要

I. 人員基準

◆実施事業所の拡大

- ・ 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービスにサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。(児童発達支援の同職員との兼務可)

II. 設備基準

指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品

放課後等デイサービスの指定基準

人員基準・設備基準の概要

【現行の児童デイの基準】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		



【新基準(案)】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上（ <u>業務に支障がない場合は他の職務の兼務可</u> ）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

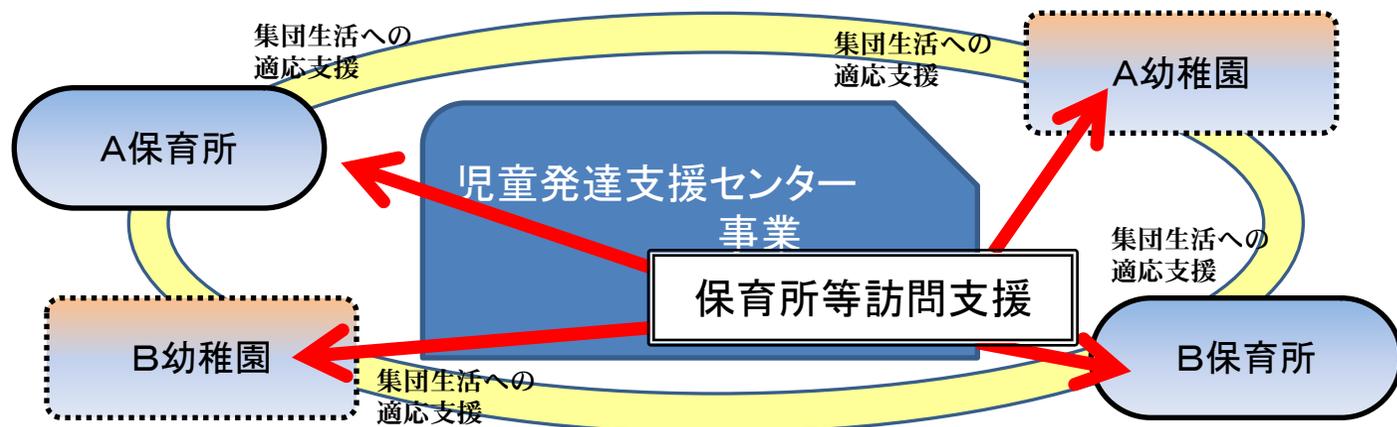
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

- ④ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ④ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ④ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

(※)報酬については、提供時間ではなく、回数により算定する方向で報酬改定プロセスにおいて検討。

4. 保育所等訪問支援の指定基準(案)の概要

I. 人員基準

◆事業に取り組やすい基準の設定

- ・ 保育所等訪問支援は、保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うものであり、「訪問支援を行うために必要な数」を確保すればよいとするなど、事業に取り組みやすい基準を設定。

※訪問支援員の要件は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員等

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 訪問先の利用障害児に対して適切な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可。訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

II. 設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

保育所等訪問支援の指定基準

人員・設備基準の概要

【新基準(案)】

	職種		員数等
人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上(業務に支障がない場合は管理者との兼務可)
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

障害児入所支援

障害児入所支援とは、福祉型障害児入所施設、
医療型障害児入所施設を指す。

障害児入所支援の概要

○ 改正後のあり方

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。
 - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
 - ・ 18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援

○ 対象児童

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
- ④ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児
- ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象（引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。）
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ④ 障害の特性に応じて提供

1. 福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

I. 人員基準

◆ 基本的な支援水準の維持

- 福祉型障害児入所施設は、知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等にばらつきがあるため、これらの施設が円滑に各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象の障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

I 人員基準の概要

【現行基準】

職種	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※2	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 乳幼児 4：1以上 少年 5：1以上 ・各1人以上	・総数： 3.5：1以上 ・各1人以上
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
調理員※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合
心理指導担当職員※4	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合

- ※1 精神科（知的障害児施設・第2種自閉症児施設）、眼科又は耳鼻咽喉科（盲ろうあ児施設）の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※2 30人以下を入所させる施設（知的障害児施設、第2種自閉症児施設）、35人以下を入所させる施設（盲ろうあ児施設）にあっては、さらに1人以上を加える。
- ※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

【新基準（案）】

職種	知的障害児の場合	自閉症の場合	盲ろうあ児の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※5	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※6	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4.3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※7	1人以上			
調理員※7	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※8	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上 （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

- ※5 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※6 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。
- ※7 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※8 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

II 設備基準の概要

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。
(※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

【現行基準】

設備	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員4人以下（乳幼児6人以下） ・ 障害児1人当たりの床面積：4.95㎡以上（乳幼児3.3㎡以上） ・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする 			設けること
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備	—	職業指導に必要な設備、講堂、遊戯室訓練室、（盲児）音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備（ろうあ）映像設備	訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備

【新基準(案)】

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員4人以下(乳幼児6人以下) ・ 障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上) ・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする 			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※3、静養室※4			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる対象の障害が、知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適性に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備を備えること 			

※1 30人未満の障害児を入所させる知的障害児施設、盲ろうあ児施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 30人未満の障害児を入所させる盲ろうあ児施設においては、静養室を設けないことができる。

※3 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※4 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

2. 医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

I. 人員基準

◆ 基本的な支援水準の維持

- ・ 医療型障害児入所施設は、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されるが、各施設の福祉部分の人員基準等にばらつきがあるため、各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象とする障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

人員基準の概要

【現行基準】

職種	第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上)	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上



【新基準(案)】

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		

Ⅱ.設備基準

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。
 (※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

【現行基準】

第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
観察室、静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外訓練場、講堂、図書室 ・ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備 ・義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる) ・身体の機能を助ける設備 ・階段の傾斜を緩やかにすること 	観察室、看護師詰所



【新基準(案)】

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
主たる対象とする障害が 自閉症児の場合は、静養室を設けること。 肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること		